

計画の推進

次に、計画の推進について、申し上げます。

まず、**開かれた市政の推進**についてでございます。

コミュニケーション型広報の推進につきましては、パソコン・携帯電話等の新たな情報提供メディアの普及に伴い、スマートフォン対応の地域情報アプリや平成26年度にリニューアルしたホームページをはじめ、フェイスブックやツイッターなどを活用した情報発信、情報提供を積極的に行ってまいります。

全国「にいほま倶楽部」につきましては、全国各地で活躍している新居浜市出身及び新居浜市にゆかりのある方々に引き続き、ご支援を賜り、市政推進を図ってまいります。会員へのフォローアップにも努め、コミュニケーションを推進するため、東京・大阪・松山での交流会を開催するなど、ネットワーク構築と情報発信・収集に努めてまいります。

また、原動機付自転車のオリジナルナンバープレートの交付を、27年7月1日から開始いたします。

対話型広聴の推進につきましては、住民と一緒に課題克服に努め、市民との信頼関係を構築してまいります。また、市長への手紙やメール、広聴票等を通じて対話型広聴の推進に取り組んでまいります。

情報公開制度等の充実につきましては、審議会等の公開や審議会等委員の公募、市民意見提出制度（パブリックコメント）の実施により、市政への参加を促進し、公正で開かれた市政の推進に努めてまいります。

次に、**効果・効率的な自治体経営の推進**についてでございます。

質の高い行政運営につきましては、「新居浜市行政改革大綱2011」に基づき、権限、財源、人間の3ゲンの強化を改革の視点として、「市民の笑顔輝く市役所づくり」を目指してまいります。現大綱は、本年が最終年であることから、これまでの取組を総括するとともに、住民満足度と、質の高い行政サービスの提供を目指して、新しい「行政改革大綱」を策定してまいります。

また、平成32年度を目標年次とする「第五次新居浜市長期総合計画」が中間年を迎えますことから、将来都市像「一あかがねのまち、笑顔輝く一産業・環境共生都市」の実現に向け、基本計画の見直しを実施いたします。

組織の効率化と職員の育成につきましては、自治大学校、市町村アカデミー・国際文化アカデミー等を中心に職員を派遣し、高度な専門能力等の向上を図ってまいります。

また、地方公務員法改正に伴い、現行の人事評価制度の見直しを行うとともに、人事評価に関する先進地研修、評価者研修の実施並びに職員表彰制度の活用等により、人材育成に努めてまいります。

健全財政の維持につきましては、市有財産の有効活用を図るとともに、未利用地につきましては、売却処分を促進し財源の確保を図ってまいります。

市税徴収率の向上につきましては、現年課税分は、催告書や納税相談等を中心に推進し、滞納繰越分は、滞納処分を強化し、さらには「愛媛地方税滞納整理機構」との連携を図ってまいります。また、差押、搜索をした不動産や自動車等を、積極的にインターネット等により公売をしてまいります。

また、税外債権の滞納につきましても、新居浜市債権管理計画に従って滞納整理を進めてまいります。また、債権管理の基本的な方針及び債権放棄について規定した条例の制定を目指して取組を進め、健全財政の維持及び公平、公正な市政運営の推進に繋げてまいります。

アセットマネジメントの推進につきましては、施設の長寿命化と更新費用の平準化による財政負担の軽減を図るため、「新居浜市アセットマネジメント推進基本方針」に基づき、施設保全計画の策定、予防保全工事の実施に取り組んでまいります。また、公共施設白書を基に、今後の公共施設のあり方について検討してまいります。

次に、情報通信技術の利活用と市民サービスの向上についてでございます。

行政機能の向上につきましては、来庁者が快適にサービスの提供が受けられるよう、1階フロア全体の改修を行うとともに、業務を見直し、ワンストップサービスの実現に向け、取り組んでまいります。

また、インターネットを利用した電子入札を、引き続き、実施することにより、公正で透明性の高い入札、契約事務を推進してまいります。なお、平成27年度中には、単独運用より経費的に有利な「えひめ電子入札共同システム」の共同運用に参加いたします。

情報セキュリティ対策の推進につきましては、情報セキュリティポリシーの実効性を再確認し、基幹業務システム及び庁内LANのセキュリティの確保と、情報漏洩の防止に努めてまいります。